

大阪府「後援名義使用」等承認基準
《文化芸術関係》

文化芸術関係の事業について、主催者から後援名義の使用承認又は知事賞交付等の申請があったときは、下記の基準により審査を行います。

1 主催者についての承認基準

- (1) 国
 - (2) 地方公共団体
 - (3) 公共的団体及びこれに準ずる公益的な活動をする団体
 - (4) 新聞社・放送会社等
 - (5) その他、事業を行うのに必要な経理的基礎又は遂行能力が十分であると認められ、文化芸術の普及向上に著しく貢献した実績（※１）のある団体（※２）
- ※１ 作品の販売など営利を主たる目的として運営されたものでないこと。
- ※２ 政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体及び暴力団員又は暴力団密接関係者が構成員である団体は除く。

2 事業についての承認基準

後援名義の使用承認等を受ける事業の内容は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること

- (1) 目的が明らかに文化芸術の普及向上に寄与するもので、公共性があること（作品の販売など営利を主たる目的としたものは除く）
- (2) 本府の文化行政の施策に合致するものであること
- (3) その対象が府内全域に及ぶもの若しくは、不特定多数の府民が参加できるものであること
- (4) 入場料、参加料、出品料など、主催者が経費を徴収するものにあつては、一般基準とかけ離れたものでないこと
- (5) 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講じられていること
- (6) 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利すると受け取られるものでないこと
- (7) 公序良俗に反することのない事業
- (8) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるものでないこと
- (9) 事業実施に際して、金品の寄附、援助、事業参加等の強要の恐れがないこと
- (10) 名称に現存する個人の名前を付す事業、又は個人・団体の功績を称える等の事業でないこと
- (11) 知事賞の交付については、審査基準（審査の視点・選考方法など）及び審査委員が明らかであること
- (12) その他、後援名義の使用を承認することが不適当と認められないこと